

令和6年4月10日発行
皇學館論叢第57巻第1号 抜刷

研究ノート

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援 ハンドブックの作成

高 沢 佳 司
仲 律 子
栗 野 理恵子
杉 山 佳菜子
平 谷 智 生

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援 ハンドブックの作成^{1,2)}

高 沢 佳 司
仲 律 子
栗 野 理恵子
杉 山 佳菜子
平 谷 智 生

□ 要 旨

本研究は三重県の学校現場において利用可能な、児童生徒間の性暴力被害に対応するための支援ハンドブック（以下、ハンドブック）を作成する目的で行われた。まず三重県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校293校に対して当該ハンドブックのニーズ調査を行った。その結果、ハンドブックを持たない学校は281校（95.9%）にのぼった。273校（93.2%）が児童生徒間の性暴力に対応する校内組織を持っているものの、当該事案が発生した場合における対応全般の不安があると回答したのは259校（88.4%）であった。特にハンドブックに盛り込んでほしい内容や意見142件のうち、上位5つは具体性・事例・対応例56件（39.4%）、関係機関との連携22件（15.5%）、保護者対応11件（7.7%）、心理的ケア・心理教育10件（7.0%）、未然防止8件（5.6%）となった。三重県内での学校における児童生徒間の性暴力対応支援の現状と課題について考察がなされた。

□ キーワード

性暴力、学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック、トラウマインフォームド・ケア

序 論

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等の人権が見直されるようになった。その後、2011年の第2次犯罪被害者等基本計画策定の際に、各都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置してほしいという被害者らからの要望を聞き取り、内閣府はその手引きを作成し、性暴力被害者への支援の充実を目指し始めた。三重県では2015年に「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」（以下、「よりこ」と略記）を開設している。

2017年には、強姦罪が「強制的性交等罪」になり、男性が被害に遭った場合も処罰される等の、性犯罪における刑法改正が明治以来はじめて行われ、2023年現在、「強制的性交罪」を「不同意性交罪」に名称を改め、その処罰要件の見直しや「撮影罪」の新設を盛り込んだ刑法改正案が衆議院本会議で審議入りした。これらは被害者らがマスコミやSNSなどで公に声を上げ始め、全国的なデモ等を行ったことがきっかけとなっている。

このような背景を受け、2020年度のよりこの全相談件数は前年比2倍の623件に増加し、10代の相談件数は前年比3倍以上の105件に達した。よりこが10代の若者やその保護者に認知されるにつれ、相談件数が増加していると考えられるが、性暴力被害については暗数が多い犯罪だと言われており、また犯罪の性質により他者に相談する割合も低いことから、この件数は氷山の一角にすぎない。

これらの状況を受けて、三重県では2021年度にみんつく事業「子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト」を実施し、県内の養護教諭や支援者等を対象に研修を行った。この研修を通して、「もし学校で子どもたち同士の性暴力が発生したら、教職員はどう対応・指導すればいいのか」という養護教諭らから不安の声が上がっている。

先行研究においても、野坂（2011）が、高校生の性問題行動に対する教員の認識について調査を行っているが、自由記述の結果から、教員が生徒のさまざまな性問題行動を認識しており、困難さを感じながらも生徒への対応を考えている様子が伺えたと考察している。また、「生徒の能力、教員の準備性、学校

の体制など、さまざまな面における困難さがあり、それぞれの側面に対する支援を行うことで、教員の抵抗感の軽減や学校内の体制構築が図られるのではないか」(p.84)と述べている。藤森(2019)は性被害にあった児童生徒のための一問一答形式での対応策を呈示し、チーム学校でトラウマインフォームド・ケアを行うことの必要性を述べている。玄野(2018)は「一般への啓発や支援体制の構築はまだこれから」(p.20)と指摘しつつ、男子生徒の性被害者に焦点を当てて初期段階での対応例を紹介している。

性暴力被害者個人を対象とした研究はいくつか見られるが、齋藤・岡本・大竹(2019)は性暴力被害の実態について被害意識に焦点を当ててインタビュー調査を行っている。その結果、被害意識の形成が困難な場合もあり、被害認識の形成促進のための啓発、形成後の支援の重要性を指摘している。さらに、性暴力被害を受けた要支援者への持続エクスポージャーによる治療事例(e.g.,野坂, 2010)も報告され、治療中に解離症状を呈する等の困難がありながらも、PTSD症状、解離症状、抑うつ症状が徐々に寛解する様子が続られている。

では性犯罪・性暴力被害者への組織的支援の実情はどのようなものであろうか。アメリカでは「A Technical Package to Prevent Sexual Violence」(National Center for Injury Prevention and Control, 2016)と称した対応マニュアルが作成されており、大岡・岩切(2017)によって本邦へ紹介されている。テキサス州では「Sexual Assault Advocate Training Manual」(Texas Association Against Sexual Assault, 2013)が作成され、支援者の訓練プログラムが提唱されている。国内の動向を概観すると、兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科(2020)、奈良県性暴力被害者サポートセンターNARAハート(2021)、富山県犯罪被害者等支援協議会(2022)が性暴力被害者への対応マニュアルを作成している。三重県でも「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」(三重県環境生活部くらし・交通安全課・警察庁, 2021)が整備されている。関連領域では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」(内閣府犯罪被害者等施策推進室, 2012)、捜査機関における「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル(概要版)」(大阪府政策企画部青少年・地域安全室, 2015)も見られる。

こうした現状の中で性犯罪・性被害者等への支援は、被害者への直接的な支援はもちろんのこと、ハンドブックやマニュアルという形でも展開しつつある。しかしながら、三重県独自のもので教育現場、特に児童生徒間の性被害対策支援に特化したハンドブックの類はほとんど見られない。地域に根差した潜在的なニーズを掘り起こし、具体的な対策を提案することは、地域社会への貢献となることが予想される。このような背景から、三重県では子どもたちを被害者にも加害者にもしないために何ができるかを考え、「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」（以下、「ハンドブック」と略記）を作成することとなった。本論文は、ハンドブックの作成に先立ち、三重県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象に行った質問紙調査をもとに、学校における児童生徒間の性暴力対応支援の現状と課題を考察することを目的としている。

性暴力の定義

WHO（2002）は性暴力を「家庭や職場を含むがそれに限定されないあらゆる状況において、被害者との関係にかかわらず、強制的に性的行為を得ようとする、望まない性的な言動や誘いをする、人の性的指向に反する行為をする、またはその他の方法で指示される」（p.149）行為としている。本研究ではこれを参照・拡張し、性暴力を下記のように定義した。

「性暴力」とは、「性的な被害を及ぼす暴力その他の言動」であり、刑罰法令に触れるわいせつ行為だけでなく、自分の意に反して受ける性的な行為全般を言う。「本人の意に反する性的な行為」であれば、「直接身体に接触する行為」だけでなく、「視きや性的な被写体としての撮影などの非接触型の行為」も含む。また、被害児童生徒及び加害児童生徒の性別も問わない。

性暴力の例として、以下の例を挙げている。

- ・同意のない性交等を行う
- ・同意なくプライベートゾーン※1などの身体を触られる
- ・スカートをめくられる・ズボンを下げられる・下着を下げられる
- ・卑猥なことを言われたり、卑猥な話をするように強要される

- ・プライベートゾーンに関する身体特徴をからかわれる
- ・第二性徴（勃起、月経、発毛など）についてからかわれる
- ・着替えやトイレなどで、通常隠されている身体、下着をのぞき見たり、その場面を盗撮する
- ・好意を持つ相手をつけまわすなどのストーカー行為
- ・裸などの性的な画像や写真を意に反して見せる、送り付ける
- ・裸などの性的な画像や写真を送るように強要すること及びその画像等をネットに配信する
- ・好意の意味を理解していない人に性的行為を行う

※プライベートゾーンとは、「自分の大切な場所」と定義され、一般的に水着を着用したときに、隠れる部分（性器及び胸、尻）を言う。また、口も大切な場所を含む。

方 法

1) 調査対象校・回答者

特別支援学校を含む三重県内すべての小・中・高等学校等の管理職（原則）を対象とし、困難であれば校内関係部（生徒指導・保健養護等）の主任の先生を対象に調査協力を依頼した。2022年7月18日から8月1日までに返送された293校のデータを分析対象とした。

2) 調査依頼・手続き

三重県環境生活部くらし・交通安全課から、三重県立学校長会及び三重県小中学校長会、三重県私学協会に対し、本アンケート調査への協力依頼を実施した。その上で、事業業務委託を受けた一般社団法人三重県公認心理師会が調査を実施した。

はじめに文書による依頼を行い、郵送（133件、47.3%）・メールまたは Google フォーム（148件、52.7%）によって回答を収集した。回答者は初めにアンケー

トの主旨、概要の説明を読んだ。続いてハンドブック作成にかかるスケジュール、回答の留意事項、性暴力の定義を読み、アンケート調査の目的や回答に必要な前情報を得た。また、個人情報・収集データの取扱いに関する倫理的配慮事項、および補足事項等を読んだ後、実際の回答へと進んだ。回答の後、上記以外の倫理的配慮事項について説明した。データの学術利用に対する同意へ回答を求めた後、ヒアリング調査への参加を募集する旨を案内した。

3) 質問項目

問1 回答者の属性、各組織の現状

問1-1 学校種別、回答者、教員歴

- ・学校種別：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他（自由記述）からの択一式であった。
- ・回答者：校長、教頭、その他（自由記述）からの択一式であった。
- ・教員歴：年数の回答を自由記述によって求めた。

問1-2 勤務校独自の児童生徒間性暴力被害対応ハンドブックの有無について尋ねた。

問1-3 児童生徒間性暴力に対応する校内組織の有無について尋ねた。

問1-4 問1-3の校内組織がある場合の名称について、以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

- ・生徒指導委員会等
- ・保健委員会等
- ・人権委員会等
- ・その他（自由記述）

問2 予防・対応

問2-1 児童生徒間での性被害が発生した場合における対応全般の不安の有無を尋ねた。

問2-2 未然防止や実際の対応時の課題・発生した際に不安を覚える点を含め、児童生徒間の性暴力に適切に対応するためにどのようなことが必要か、

以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

- ・ 児童・生徒の性別や心身の発達段階に応じた性教育の充実
- ・ 性暴力等に関する教職員の知識・スキル向上と理解の促進
- ・ 保護者・家庭等との連携
- ・ 指導・対応のための研修時間の確保や研修機会の充実
- ・ 誰もが適切に対応できる手引書等の整備
- ・ 学校全体として取り組んでいくための校内組織の整備
- ・ 性暴力等に関する研修会等の年間行事計画への位置づけ
- ・ その他（自由記述）

問2 - 3 児童生徒間の性暴力被害事案に対応する上で留意すべきことについて、以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

- ・ 被害児童・生徒対応
- ・ 加害児童・生徒対応
- ・ 当事者以外の児童・生徒対応
- ・ 双方の保護者への対応
- ・ 双方の児童・生徒が元の学校生活に戻るための支援
- ・ 対応全体の流れ
- ・ 校内での連携
- ・ 対応教職員の心理的ケア
- ・ SC、SSW との連携
- ・ 専門職（医師、弁護士、心理士等）との連携
- ・ 外部の関係機関との連携
- ・ 次年度・上級学校への引き継ぎ
- ・ その他（自由記述）

問3 研修会

問3 - 1 教員研修等で児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開催したことがあるかどうか尋ねた。

問3 - 2 教員を対象とした児童生徒間の性暴力に関する研修会を開催する意

向の有無を、以下の選択肢によって尋ねた。

- ・機会があれば、全教員を対象に開催したい
- ・現時点で開催する予定はない
- ・先行して、管理職・養護教諭・生徒指導担当者等を対象に開催したい
- ・分からない

問3-3 児童生徒間の性暴力被害に関する研修会が実施される場合、どのような内容の研修が必要かについて、以下の選択肢から回答を求めた。

- ・事実確認や聞き取りの仕方・ポイント
- ・児童・生徒の心のケア
- ・2次被害の防止
- ・SNSを媒体とする事案への対応
- ・現実に起こりうる場面を想定したロール・プレイング
- ・相談しやすい学校の雰囲気づくり
- ・性暴力被害防止につながる多様な性教育（教員対象）
- ・校内対応組織の設置・運用
- ・関係機関（よりこ・警察・病院・児相他）との連携
- ・マスコミ対応
- ・保護者対応
- ・その他（自由記述）

問4 ハンドブックに盛り込んでほしい内容や意見等を自由記述による回答で求めた。

4) 倫理的配慮

調査協力者には前述の通り調査目的を説明した上で、調査への回答を依頼した。回答前には、調査結果は統計的に処理され、個人や学校が特定されないことがないこと、調査への参加は任意であり回答したくない質問は無視して構わないことなどを説明した。続いてデータの学術的利用に対しての同意を求めた。同時に、回答者の同意撤回の可能性を考慮し、回答校識別のため任意の英数字

(ID) を記入するよう求めた。ID と回答内容や回答された学校の紐づけはしないこと、回答時点で学術研究への利用に同意しない場合は ID の設定の必要がないことを付記した。

5) 事後のヒアリング調査参加依頼³⁾

現場のニーズや困難、苦慮したことを把握する目的で、ヒアリング調査にかかる時間、連絡先を示した上でヒアリング調査への参加を呼びかけた。

6) データ解析ツール

フリーの統計解析マクロである HAD (清水, 2016) を用いた。

結 果

1) 問 1 回答者の属性、各組織の現状

問 1 - 1 では学校種別、回答者、教員歴について尋ねた。その結果、学校種別の内訳は、全293校からの回答のうち、小学校154校 (52.6%)、中学校84校 (28.7%)、高等学校45校 (15.4%)、特別支援学校9校 (3.1%)、記載なし1校 (0.3%) であり、約 8 割が小中学校からの回答であった。続いて回答者の内訳は教頭173名 (59.0%)、校長88名 (30.0%)、生徒指導担当 (生徒指導主任等を含む) 21名 (7.2%)、養護教諭 8名 (2.1%)、教育相談係 1名 (0.3%)、保健部主任 1名 (0.3%)、記載なし 1名 (0.3%) であり、約 9 割が管理職からの回答であった。回答者の教員歴は30～39年161名 (54.9%)、20～29年83名 (28.3%)、10～19年17名 (5.8%)、10年未満 9名 (3.1%)、40年以上 2名 (0.7%)、記載なし21名 (7.2%) であり、教員歴20年以上の回答者が 7 割以上を占めた。

問 1 - 2 では勤務校独自の児童生徒間性暴力被害対応ハンドブックの有無について尋ねた。その結果、ないと答えた学校は281校 (95.9%)、あると答えた学校は 8 校 (2.7%)、記載なし 3 校 (1.0%)、ない (不要である) と答えた学校は 1 校 (0.3%) であり、ほとんどの学校が児童生徒間の性暴力被害対応ハンドブックを持っていないことが明らかとなった。

問1-3では児童生徒間性暴力に対応する校内組織の有無について、また問1-4ではその校内組織がある場合の組織名を尋ねた。その結果、問1-3ではその校内組織がある学校は273校(93.2%)、ない学校は18校(6.1%)、記載なし2校(0.7%)であり、ほとんどの学校がその対応組織を有することが明らかとなった。また「ある」と回答した273校に対し組織名の回答を複数回答により求めたところ、全412件のうち生徒指導委員会等256件(62.1%)、人権委員会等75件(18.2%)、保健委員会等35件(8.5%)、その他27件(6.6%)、記載なし19件(4.6%)であり、何らかの委員会の名称を冠された組織がほとんどであった。

2) 問2 予防・対応

問2-1では児童生徒間での性被害が発生した場合における対応全般の不安の有無を尋ねた。その結果、不安があると回答したのは259名(88.4%)、ないと回答したのは32名(10.9%)、記載なし2名(0.7%)であり、約9割が対応への不安があることが明らかとなった。

問2-2では未然防止や実際の対応時の課題・発生した際に不安を覚える点を含め、児童生徒間の性暴力に適切に対応するためにどのようなことが必要か、複数回答による回答を求めた(図1)。その結果、全1,148件のうち、保護者・家庭等との連携254件(22.1%)、児童・生徒の性別や心身の発達段階に応じた性教育の充実245件(21.3%)、性暴力等に関する教職員の知識・スキル向上と理解の促進238件(20.7%)、誰もが適切に対応できる手引書の整備138件(12.0%)、指導・対応のための研修時間の確保や研修機会の充実122件(10.6%)、学校全体として取り組んでいくための校内組織の整備91件(7.9%)、性暴力等に関する研修会等の年間行事計画への位置づけ40件(3.5%)、その他20件(1.7%)であった。回答校の元々の分母が293校であることを鑑みると、「誰もが適切に対応できる手引書の整備138件」は47.1%に当たり、約5割の学校が手引書そのものへのニーズを明示した。

問2-3では児童生徒間の性暴力被害事案に対応する上で留意すべきことについて、複数選択による回答を求めた(図2)。その結果、全2,340件の回答の

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックの作成

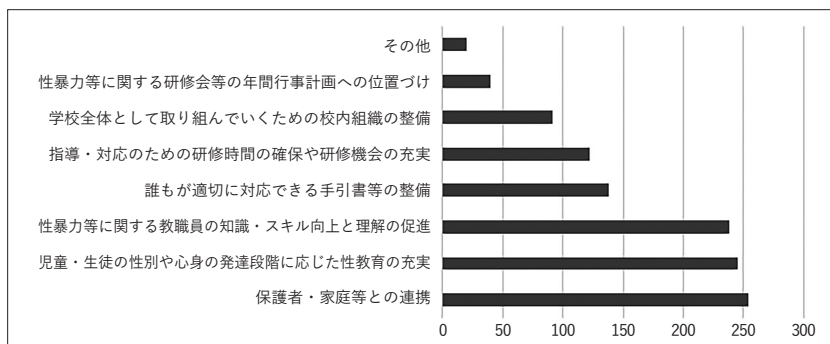


図1 問2-2集計結果

うち、被害児童・生徒対応289件(12.4%)、双方の保護者への対応280件(12.0%)、加害児童・生徒対応276件(11.8%)、双方の児童・生徒が元の学校生活に戻るための支援234件(10.0%)、当事者以外の児童・生徒対応225件(9.6%)、SC、SSWとの連携208件(8.9%)、外部の関係機関との連携172件(7.4%)、校内での連携170件(7.4%)、専門職(医師、弁護士、心理士等)との連携168件(7.2%)、対応全体の流れ112件(4.8%)、次年度・上級学校への引き継ぎ109件(4.7%)、対応教職員の心理的ケア94件(4.0%)、その他3件(0.1%)であった。注目すべき点として、「対応全体の流れ」が112件あり、元々の分母293校と照らし合わせると38.2%に上る。このことから、3分の1以上の回答者が、児童生徒間の性暴力被害事案に対応する際の全体の流れについて知ることへのニーズを明示したと言えよう。

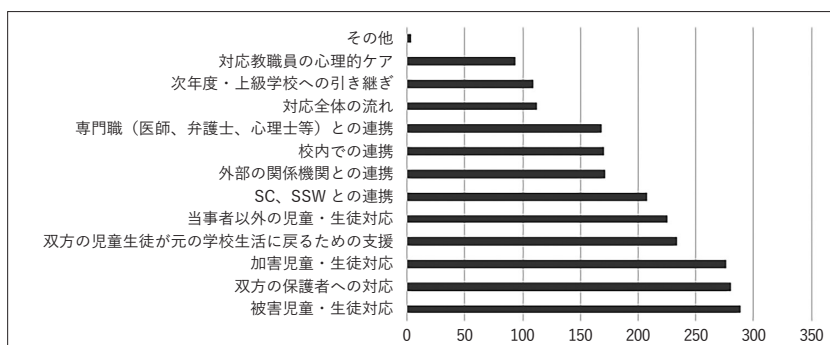


図2 問2-3集計結果

問3-1では教員研修等で児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開催したことがあるかどうか尋ねた。その結果、児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開いたことのない学校264校(90.1%)、ある学校26校(8.9%)、ない(児童生徒間に特化した研修の必要性がない)1校(0.3%)、記載なし2校(0.7%)であった。これらの結果から約9割の回答者が児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開いたことがないか、もしくはその必要性を感じていないという結果であった。

問3-2では教員を対象とした児童生徒間の性暴力に関する研修会を開催する意向の有無を尋ねた。その結果、機会があれば、全教員を対象に開催したい123件(42.0%)、現時点で開催する予定はない116件(39.6%)、先行して、管理職・養護教諭・生徒指導担当者等を対象に開催したい31件(10.6%)、分からない23件(7.8%)であった。5割強の学校が研修会開催に対する意向があることを示した。

問3-3⁴⁾では児童生徒間の性暴力被害に関する研修会が実施される場合、どのような内容の研修が必要かについて回答を求めた。まず書面・メールによる回答(図3)は、全599件のうち児童・生徒の心のケア103件(17.2%)、事実確認や聞き取りの仕方・ポイント96件(16.0%)、性暴力被害防止につながる多様な性教育(教員対象)65件(10.9%)、保護者対応59件(9.8%)、SNSを媒体とする事案への対応59件(9.8%)、現実起こりうる場面を想定したロール・プレイング51件(8.5%)、関係機関(よりこ・警察・病院・児相他)との連携43件(7.2%)、2次被害の防止40件(6.7%)、相談しやすい学校の雰囲気づくり37件(6.2%)、校内対応組織の設置・運用24件(4.0%)、マスク対応21件(3.5%)、なし1件(0.2%)であった。

Google フォームによる回答(図4)は、全149件のうち児童・生徒の心のケア40件(26.8%)、事実確認や聞き取りの仕方・ポイント31件(20.8%)、性暴力被害防止につながる多様な性教育(教員対象)23件(15.4%)、現実起こりうる場面を想定したロール・プレイング18件(12.1%)、保護者対応9件(6.0%)、SNSを媒体とする事案への対応7件(4.7%)、校内対応組織の設置・運用7件(4.7%)、相談しやすい学校の雰囲気づくり4件(2.7%)、2次被害

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックの作成

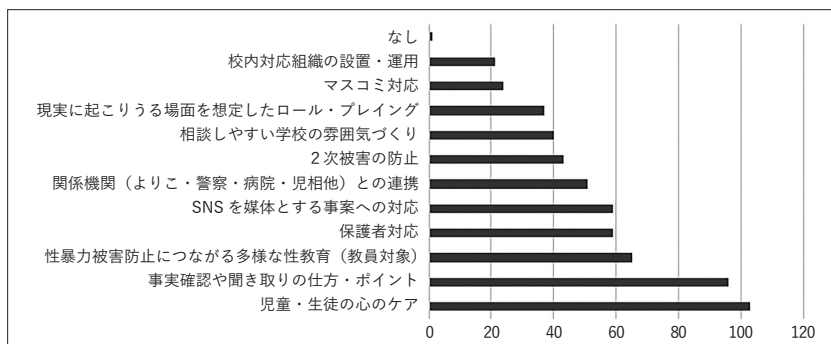


図3 問3-3の集計結果（書面・メールによる回答）

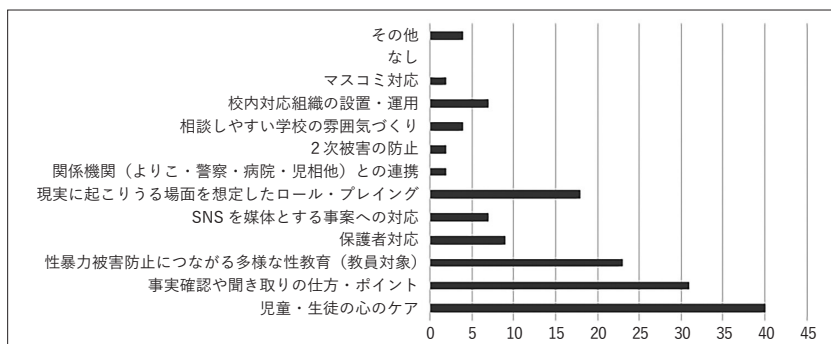


図4 問3-3の集計結果（Google フォームによる回答）

の防止2件（1.3%）、マスコミ対応2件（1.3%）、関係機関（よりこ・警察・病院・児相他）との連携2件（1.3%）、その他4件（2.7%）であった。

書面、メール、および Google フォームによる問3-3の合算（図5）については、全748件のうち児童・生徒の心のケア143件（19.1%）、事実確認や聞き取りの仕方・ポイント127件（17.0%）、性暴力被害防止につながる多様な性教育（教員対象）88件（11.8%）、現実に起こりうる場面を想定したロール・プレイング69件（9.2%）、保護者対応68件（9.1%）、SNSを媒体とする事案への対応66件（8.8%）、関係機関（よりこ・警察・病院・児相他）との連携45件（6.0%）、2次被害の防止42件（5.6%）、相談しやすい学校の雰囲気づくり41件（5.5%）、校内対応組織の設置・運用31件（4.1%）、マスコミ対応23件（3.1%）、

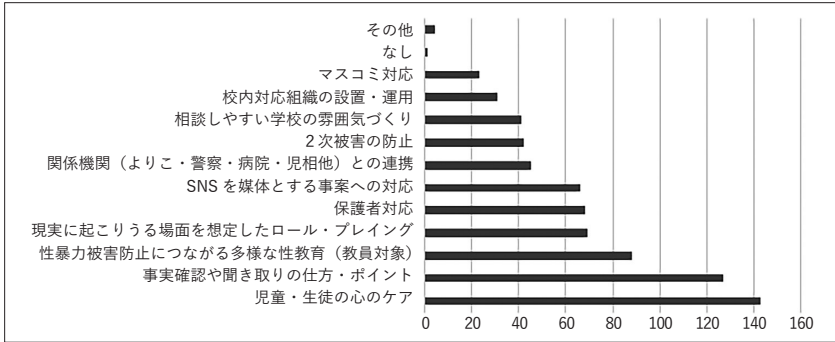


図5 問3-3の集計結果(合算)

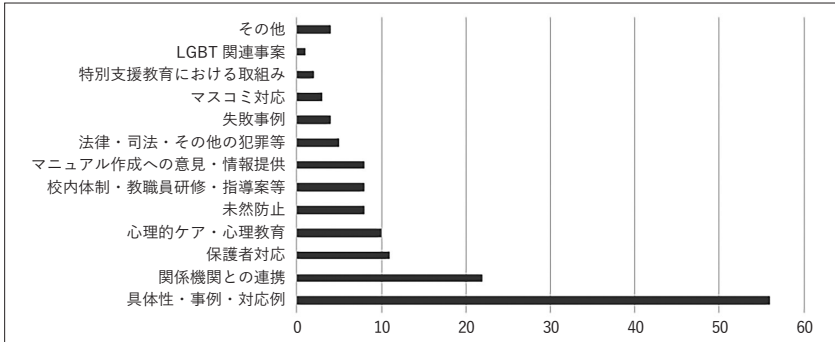


図6 問4集計結果

なし1件(0.2%)、その他4件(0.5%)であった。問3-3は研修会の内容に関する質問であるが、多くは手続きをマニュアル化することで現場教員の負担が軽減されることを期待できるものであると言えよう。

問4ではハンドブックに盛り込んでほしい内容や意見等を自由記述による回答で求めた。記載があったのは102校(34.8%)からであった。自由記述による回答は合計142件であった。その内訳(図6)は、具体性・事例・対応例56件(39.4%)、関係機関との連携22件(15.5%)、保護者対応11件(7.7%)、心理的ケア・心理教育10件(7.0%)、未然防止8件(5.6%)、校内体制・教職員研修・指導案等8件(5.6%)、マニュアル作成への意見・情報提供8件(5.6%)、法律・司法・その他の犯罪等5件(3.5%)、失敗事例4件(2.8%)、

マスコミ対応 3 件 (2.1%)、特別支援教育における取組み 3 件 (2.1%)、LGBT 関連事案 1 件 (0.7%)、その他 4 件 (2.8%) であった。マニュアルの情報の質やタイプ (具体性・事例・対応例) や内容・テーマ (関係機関との連携など) に関するものに大別されよう。

考 察

1) 児童生徒間の性暴力被害対応ハンドブックの有用性

児童生徒間の性暴力被害対応ハンドブックがない学校が大多数である一方、いじめ防止委員会等に該当する対応校内組織は充実している。しかしながら、もし児童生徒間の性暴力被害が発生した場合の対応に不安を感じている回答者が多かった。このことから、現場の教職員にとって現状の組織的対応に加えた新たな取り組みの必要性が浮き彫りとなった。本研究で作成したマニュアルが現場の負担軽減に寄与することが期待される。

また、未然防止を含め、児童生徒間の性暴力に適切に対応するためにはどのようなことが必要だと感じるかにおいては、手引書の必要性について第 4 位であった。第 1～3 位までの回答では保護者・家庭等との連携、児童・生徒の性別や心身の発達段階に応じた性教育の充実、性暴力等に関する教職員の知識・スキル向上と理解の促進が挙げられた。この結果から、手引書がない場合にこの 3 つの選択肢のような対応を迫られることから、手引書という形にこだわらず、連携、性教育の充実、知識・スキル向上と理解の促進というノウハウを求めていることが推察される。

続いてハンドブックに求めること等を自由記述によって収集した点については、具体性・事例・対応例や、関係機関との連携、保護者対応等がハンドブックに求める内容として多かった。他にも心理的ケア・心理教育や未然防止を含む詳細なニーズがあることが明らかとなった。

以上のようにハンドブックの必要性に関する現場教職員のニーズが明確化された。ヒアリング調査での結果も含め、こうしたニーズを反映させたハンドブック内容の具体的な選別に移行した。業務委託を受けた一般社団法人三重県

公認心理師会は、心理専門職の職能団体であるため、心理的ケア等の観点から、以下の7点について、ハンドブック作成における提案を行っている。

1点目は、被害児童生徒ファーストで対応することである。まずは、被害児童生徒の安全を確保した上で、対応支援に臨むことが必要であり、性のトラウマは人間最大のトラウマであるという認識を持ち、被害を過小評価することなく、被害児童生徒に寄り添い、被害児童生徒を守ることを対応支援の軸に置くことを心がけることである。

2点目は、被害児童生徒への対応支援は早期に適切に行うことが望ましいということである。ストレス反応の症状が進むとPTSDといった深刻な精神症状につながるため、早期介入が必須であり、たとえ症状をすぐに改善できなくても、後年誰かに悩みを聞いてもらったという経験が生きる可能性もあるため、早期に適切な対応支援が必要になる。

3点目は、いじめと性暴力の違いについての認識を新たに持つことである。性暴力への対応支援をする組織を持つ学校は93.2%であったが、そのほとんどがいじめの対応をしている生徒指導委員会や人権委員会であった。しかし、性暴力は被害認識を持ちにくい一方で、人間最大のトラウマであるとされているため、性暴力の特徴に合わせた対応支援を行うことが望まれる。

4点目は、性暴力対応支援をする学校への支援についてである。学校は性暴力への対応支援について不安を感じている傾向が高いため、被害の認知後に関係機関等と連携しながら、適切なタイムラインに沿って、チーム学校として対応する必要があるが、学校自身も試行錯誤しながら対応支援をすることが多いため、学校を支える仕組み作りが必要である。

5点目は、被害児童生徒への聞き取りについてである。性暴力における対応支援が、司法が絡む案件となった場合でも、逮捕事案でなければ事情聴取は先送りされることが多いため、学校がどこまで聞き取るのかは悩ましい問題となる。司法面接との兼ね合いもあるため、どのような聞き取りをすればよいのかも記述することが望ましい。

6点目は、加害児童生徒への対応支援についてである。加害児童生徒には、自らが起こしたことの重大性や被害児童生徒やその家族の精神的、身体的損失

や、日常生活への影響を認識させる必要がある一方で、加害児童生徒の多くは幼少期からの愛着形成の脆弱さや逆境的環境で育ったというトラウマ体験を持つ児童生徒もいるため、どのようにしかるべき関係機関につなげるかにも言及することが望まれる。

最後に7点目は、SNSによる性暴力についてである。近年、SNS等を通じた性暴力等が増加しており、ふざけて撮影した画像が流出したり、リベンジボルノなどで被害に遭うこともある。一度ネット上で公開された写真や動画は、デジタルタトゥーと呼ばれ、削除することが困難なため、SNS等による性暴力についての対応についても触れておきたい。

以上が、ハンドブック作成における提案である。これらをもとに、ハンドブックでは性暴力の定義をはじめ、第1章では「被害対応手順」として学校で性暴力被害が起こった場合の対応の流れ、未然防止、早期発見、被害児童生徒への対応の基本、性暴力被害対応支援と留意点、性暴力被害対応チームの事実確認と方針決定、被害児童生徒への対応、加害児童生徒への対応、被害・加害当事者以外の児童生徒への対応、教職員の支援と心のケアが盛り込まれた。第2章では「関係機関との連携と実践研修」として関係機関にできること、ハンドブックを活用した実践研修が掲載された。この他、ハンドブックはコラム、Q&A、および付録として関連資料を含み、学校現場でのニーズに広く対応したものとなっている。

問4のハンドブックに盛り込んでほしい内容意見では、具体性・事例・対応例の記載の希望が多いことから、マニュアルを元に教師が対応する際に現実に生じた事案との照らし合わせの必要性が現れていると考えられる。または、生徒間の性暴力として具体的にどのような内容が含まれるのかが理解できていないことも考えられる。齋藤ら(2019)によれば、性暴力は魂の殺人である。実際に生徒間の性暴力被害にあった当事者の事例では長年の消えない苦しみが記されている。

性暴力被害についてなぜ相談することが難しいのか、齋藤・大竹(2019a)の検討から性暴力の発生について「それを性暴力被害であると認識できない、あるいは認識するまでに時間がかかる様子が見られた」(p.200)こと、性暴力

として認識できない理由として、特に児童期の性虐待では「当事者が子どもであるために被害認識を極めて持ちづらく、特に被害の開始年齢が低い場合にはそれが性的行為だとは理解できないまま年月が経過してしまう」(p.201)ことが指摘されている。さらに齋藤・大竹(2019a)は「当然、性暴力だと認識していたが他者に相談できない、という人も推察されるが、そもそも性暴力被害であるという認識がなければ他者に相談することはいっそう難しく」(p.201)となると指摘している。また齋藤・大竹(2019b)は、被害を相談する事の障壁になっているものとして、①被害認識の形成不全、②警察・支援機関の課題、③地域社会の課題を挙げており、特に③地域社会の課題として、「周囲の無理解、二次被害、誤った対応、見過ごし」を指摘している。そして被害認識形成の障壁となっているものが、①レイプ・性暴力に対する狭いイメージ(子どもの場合は、自分に何が起きたのかわからない。大人の場合は、自分の持っている性暴力のイメージと自分の体験が合致しない等)、②周囲が承認しない(否認したり、批判したりする)、自責感(悪いのは自分、自分さえ我慢すればよいというもの)であることを指摘している。このような被害状況や年齢、加害者との関係性が被害認識を妨げてしまうことを教職員も良く理解しておくことが必要であろう。教職員が性暴力被害の定義や特徴を正しく理解することで、二次被害を抑制し、被害児童生徒ファーストの対応支援が適切に行われるものと考えられる。

2) 本研究の限界と今後の課題

アンケート調査後、希望校のみヒアリング調査を行ったが、本研究の特殊性に鑑み倫理審査を受けたのはアンケート調査の部分のみであった。したがって、実際のハンドブック自体が持つ課題解決に際してはヒアリング調査での知見も踏まえる必要があり、本研究の中で事業の成果全てを紹介できたわけではないことに留意されたい。今後は必要に応じてハンドブックの改訂も視野に入れ、学校現場での負担軽減にさらに寄与するべく検討を加えることが望まれる。

学校内では性暴力事案が生じた際に、校内組織委員会の立ち上げは基本的認識であると考えられるが、その組織の中で適切に対応できるかが加害、被害生徒の今後に関わることを忘れてはならない。立ち上げた組織の中で、具体的に

どのように対応したのか、どのような目標をもって加害生徒に指導をしたのか、その後の処遇はどのような経緯でなされたのか、また学校内として保護者への説明をどのように行ったのか、被害生徒のケアを具体的に長期的な目標をもって支援計画を立てられたか等を丁寧に行っていくことが望まれる。性暴力に関する犯罪か犯罪でないかの判断をするのではなく、そのような事案にあってしまった被害生徒への適切な対応をすること、そのような事案を引き起こしてしまった無自覚あるいは自覚のある生徒への適切な教育的対応を行うため、今回作成されたハンドブックを有効活用されたい。各学校の本ハンドブックの使用と対応事例の積み重ね、また本ハンドブックを使用した性暴力に関する研修の在り方については、今後検証されていくべき課題である。

謝 辞

アンケート調査、ヒアリング調査を問わず、三重県内の小・中・高等学校・特別支援学校・その他の学校においてご回答下さった先生方にこころから御礼申し上げます。三重県くらし・交通安全課には事業の全般について多大なるご尽力をいただきました。青木泉先生、奈良郁子先生、浜北拙子先生からは実務者視点での貴重なご意見をいただきました。早川武彦先生、岡村広志先生には活動の多くの部分においてご協力をいただきました。ここに記して御礼申し上げます。

付 記

本研究は三重県公認心理師会が令和4年8月に三重県へ提出した当該事業報告書に加筆修正を施したものであり、研究倫理審査を経たアンケート調査の部分に関するデータを記載した。なお実際のハンドブックは、<https://onl.sc/eP3rL9E> からダウンロード可能である。

利益相反

本研究に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

注

- 1) 三重県環境生活部くらし・交通安全課から受託して行われた「学校における『性被害』支援マニュアル作成に向けた現状把握・論点整理事業委託」（令和4年4月18日～8月31日）にかかる調査のうち、質問紙調査データについてまとめたものである。また当該部署よりデータの利用について許可を得ている。
- 2) 愛知みずほ大学倫理審査委員会による審査を経ている（22-006）。
- 3) アンケート調査までが倫理審査を通過しているため、ここではヒアリング調査に関する情報は掲載しない。
- 4) Google フォームの回答では単一選択式の形を取ったが、他の回答形式では複数の選択肢による回答を行った回答者が大多数であった。このため、問3-3は収集方法別の結果、および合算した結果の両方を報告した。なおメールによる回答は書面での回答に含めた。

引用文献

- 藤森和美（2019）. 性暴力被害事例の事例と対応：継父からの性虐待を受けていた女子中学生への対応：支援者の支援（特集 緊急事態における学校の対応）教育と医学, 67(5), 376-383. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1520009408839782784>
- 兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科（2020）. 学校で性暴力被害がおこったら被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2022/11/tebiki_web.pdf（令和5年7月12日アクセス）
- 玄野武人（2018）. 男子の性暴力被害者を支援する（特集 性に関する相談と現状）心とからだの健康：子どもの生きる力を育む, 22(2), 20-26. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1522543654751875072>
- 三重県環境生活部くらし・交通安全課・警察庁（2021）. 三重県犯罪被害者等支援ハンドブック <https://onl.sc/3FmzmDK>（令和5年7月19日アクセス）
- 内閣府犯罪被害者等施策推進室（2012）. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/pdf/zenbun.pdf（令和5年7月12日アクセス）
- 奈良県性暴力被害者サポートセンター NARA ハート（2021）. 校でおこった性暴力被害の初期対応手引き <https://onl.sc/W9xw8jN>（令和5年7月12日アクセス）
- National Center for Injury Prevention and Control（2016）. STOP SV: A Technical Package to Prevent Sexual Violence. <https://onl.sc/ExsHS1k>（令和5年7月12日アクセス）
- 野坂祐子（2010）. 性暴力被害により PTSD を呈した成人女性への曝露療法（Prolonged

- Exposure Therapy) 学校危機とメンタルケア, 2, 28-34. <https://onl.sc/rwgkntz>
- 野坂祐子 (2011). 高校生の性問題行動に対する教員の認識に関する一考察 学校危機とメンタルケア, 3, 76-87. <https://onl.sc/xreTff2>
- 大岡由佳・岩切昌宏 (2017). 我が国の性暴力防止に向けての包括的対策—米国の性暴力防止技術パッケージから見えてくる予防方策—学校危機とメンタルケア, 9, 82-102. <https://onl.sc/2R9C1ca>
- 大阪府政策企画部青少年・地域安全室 (2015). 被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル <https://onl.sc/xwCtPzG> (令和5年7月12日アクセス)
- 齋藤梓・岡本かおり・大竹裕子 (2019). 性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係—性暴力被害の支援をどう整えるべきか— 学校危機とメンタルケア, 11, 32-52. <https://onl.sc/C9rfWfh>
- 齋藤梓・大竹裕子 (2019a). 当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる 年報公共政策学, 13, 185-205.
- 齋藤梓・大竹裕子 (2019a). 当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる 年報公共政策学, 13, 185-205. <https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/74441>
- 齋藤梓・大竹裕子 (2019b). 性暴力の被害経験に関する質的調査報告 法務局 <https://www.moj.go.jp/content/001299302.pdf>
- 清水裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD：機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- Texas Association Against Sexual Assault (2013). Sexual Assault Advocate Training Manual. <https://onl.sc/PQvhZ2t> (令和5年7月12日アクセス)
- 富山県犯罪被害者等支援協議会 (2022). 教職員向け性暴力被害対応マニュアル <https://www.pref.toyama.jp/1711/bousaianzen/bouhan/kj00008186/kyoushokuinnmanual.html> (令和5年11月7日アクセス)
- WHO (2002). Chapter 6. Sexual Violence. In World report on violence and health, pp. 147-183. <https://onl.sc/WrZhUgT> (令和5年7月12日アクセス)

(たかさわ けいじ・皇學館大学文学部)

(なか りつこ・三重大学大学院医学系研究科看護学専攻 非常勤講師)

(くりの りえこ・皇學館大学文学部)

(すぎやま かなこ・愛知みずほ短期大学現代幼児教育学科)

(ひらたに ともき・鈴鹿医療科学大学保健衛生学部)